

江別市子どもの権利条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 子どもの権利（第4条－第9条）
 - 第3章 生活の場における子どもの権利の保障
 - 第1節 家庭における子どもの権利の保障（第10条－第11条）
 - 第2節 育ち学ぶ施設における子どもの権利の保障（第12条－第18条）
 - 第3節 地域における子どもの権利の保障（第19条－第20条）
 - 第4章 子どもの参加・意思表示の機会の保障（第21条－第23条）
 - 第5章 子どもの個別の状況に応じた権利の保障（第24条）
 - 第6章 子どもにかかわる人々への支援（第25条－第26条）
 - 第7章 子どもの権利擁護の仕組み（第27条－第31条）
 - 第8章 施策の推進（第32条－第33条）
 - 第9章 雑則（第34条）
- 附則

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考えていきます。

私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有し、若しくは通学又は通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又はその他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、認定こども園、児童館、学校など、子どもが育ち、学ぶ場となる施設又は事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、一人の人として尊重され、次の四つの原則のもと、健やかに育つ権利を有する。

- (1) 差別の禁止（差別のないこと）
 - (2) 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
 - (3) 子どもの生命と成長の保障（命を守られ成長できること）
 - (4) 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）
- 2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等、子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。
 - 3 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等、子どもに関わる全ての者は、協働して子どもの権利を守り支えるまちの実現に取り組むものとする。
 - 4 市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しながら子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進するものとする。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが育ち、学び、生活していくために、特に大切なものとして保障するものとする。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主に次の権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。
- (2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (3) いじめ、虐待、体罰を含む、あらゆる形態の暴力を受けないこと。
- (4) いかなる差別も受けないこと。
- (5) あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されること。
- (6) 適切な相談の機会が確保されること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きることができる。そのためには、主に次の権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けないこと。
- (3) プライバシーが保護されること。
- (4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

(豊かに成長する権利)

第7条 子どもは、豊かに成長することができる。そのためには、主に次の権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 休むこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) 好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。
- (5) 多様な人や考え方との出会いや交流が得られること。
- (6) スポーツや芸術などの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関わりのあることに参加することができる。そのためには、主に次の権利が保障されなければならない。

- (1) 必要な情報を得ること。
- (2) 自分の意見を表明すること。
- (3) 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。
- (4) 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。
- (5) 仲間をつくり、仲間と集まること。

(個別の状況に応じて支援を受ける権利)

第9条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 障がいのある子どもが、それを理由とした差別や不利益を受けず、尊厳をもって生活し、社会への積極的な参加が図られること。
- (2) 国籍、民族的出自、言語、性のあり方等において少数の立場の子どもが、それを理由とした差別や不利益を受けることなく、ありのままの自分が尊重されること。

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(保護者の役割)

第10条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 保護者は、子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しつつ、その最善の利益を優先し

て考慮するよう努めるものとする。

(虐待及び体罰の禁止)

第11条 保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待や体罰を行ってはならない。

第2節 育ち学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち学ぶ施設等の役割)

第12条 育ち学ぶ施設及びその関係者(以下「育ち学ぶ施設等」という。)は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設等は、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(虐待及び体罰の禁止)

第13条 育ち学ぶ施設等は、子どもへの虐待や体罰を一切行わないことを厳守し、これらの防止に努めるとともに、虐待が疑われる場合には速やかに適切な対応を講じるものとする。

(いじめの防止)

第14条 育ち学ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域の意見を聴き、協力を得るなど、開かれた施設となるよう努めるものとする。

(事情等を聴く機会の設定)

第16条 育ち学ぶ施設等は、子どもに対して不利益な行為を行う場合には、あらかじめ子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(子どもの権利に関する学びの機会)

第17条 育ち学ぶ施設等は、子どもが自己の権利および他の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもに関する情報の取扱い)

第18条 育ち学ぶ施設等は、収集した子どもに関する情報について、適切に管理及び保管しなければならないものとする。

2 前項の情報は、目的の反映を超えて利用され又は外部に提供してはならないものとします。

3 育ち学ぶ施設等は、目的の範囲を超えて子ども本人に関する情報を収集してはならないものとする。

4 育ち学ぶ施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもに関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(市民の役割)

第19条 市民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

3 事業者は、働き方の多様化への対応や子育て支援制度の利用を促進し、雇用する労働者が仕事と子育てを両立することができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第20条 市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとする。

2 前項の実施にあたっては、市民及び育ち学ぶ施設等との協働に努めるものとする。

第4章 子どもの参加・意思表示の機会の保障

(子どもの参加の促進)

第21条 市は、大人とともにまちづくりを担う子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、意思表示の方法が多様であることを考慮し子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するように努めるものとする。

(市の施設に関する子どもの意見)

第22条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

(子どもの視点に立った情報発信)

第23条 市は、子どもにかかわる施策や取組について、子どもが理解を深められるよう、子どもの目線で分かりやすい情報発信に努めるものとする。

第5章 子どもの個別の状況に応じた権利の保障

(多様な学びの場の提供)

第24条 市は、多様な学びを必要とする子どもに対して、個々の状況に応じた適切な学びの場を提供するよう努めるものとする。

第6章 子どもにかかわる人々への支援

(保護者や家庭への支援)

第25条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援するものとする。

(育ち学ぶ施設等への支援)

第26条 市は、育ち学ぶ施設等に対し、子どもの権利に関する研修の機会を提供するものとする。

2 市は、前項を通じて、市と育ち学ぶ施設等又は育ち学ぶ施設同士の連携促進に努めるものとする。

第7章 子どもの権利養護の仕組み

(相談体制の整備)

第27条 市は、子どもが権利を侵害されたと感じたとき又は不安や悩みを抱えたときに、安心して相談でき、秘密が守られ、適切な支援につながるよう、子どもが相談しやすい窓口を整備するものとする。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、第28条で定める子どもの権利救済委員会によるほか、関係機関、関係団体等との協力・連携を図るとともに、子ども及び権利の特性に配慮した対応に努めるものとする。

(救済委員会)

第28条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

2 救済委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会の委員（以下「委員」という。）は、3人以内とし、子どもの権利に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるときや職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第3項の規定による委嘱を解くことができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関する必要な事項は、規則で定める。

(救済委員会の尊重)

第29条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告するものとする。

(救済委員会への協力)

第30条 市の機関は、救済委員会の調査に対し、協力しなければならない。

2 市の機関以外は、救済委員会の調査に対し、協力するよう努めるものとする。

(子どもの権利相談員)

第31条 救済委員会の職務の遂行を補佐するため、江別市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、子ども及び保護者からの幅広い相談を受け付け、その内容に応じて適切な助言や支援を行う。また、関係機関と密接に連携し、子どもの権利擁護と問題解決に努めるものとする。

- 3 相談員は、子どもの権利に関する識見を有する者のうちから市長が任用する。
- 4 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とする。

第8章 施策の推進

(施策の推進)

第32条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが主役のまちづくりを進めるため、行政の担当や役割の枠を超えて、子どもの権利に関する必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、この条例の施行状況及び子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第34号）で定める江別市子ども・子育て会議に報告し、意見を求めるものとする。

3 市は、子ども・子育て会議から提出された意見を踏まえ、必要に応じて施策等に反映させるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動)

第33条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、市民、及び育ち学ぶ施設その他子どもに関わる全ての者が、理解を深められるよう必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第9章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。